

## 第50回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成27年3月20日（金） 15時30分～16時10分

場 所 広島大学病院臨床管理棟大会議室

出席者 学外委員：有本，大南，小笠原，川本，北島，國井，郷，佃の各委員  
学内委員：浅原，坂越，吉田，茶山，松ヶ迫の各委員

列席者 相田副学長，江坂副学長，西谷副学長，佐藤副学長，平川副学長，生和監事，高橋監事，  
河野学長特命補佐，井出学長特命補佐，三嶋学長特命補佐，飛田学長特命補佐，  
高橋学長特命補佐，  
堀田副理事，盛井副理事，松尾副理事，青山副理事，藤本副理事，山根副理事，高橋副理事，  
東田副理事，竹内副理事，中島副理事，羽田副理事，眞田副理事，三井副理事，  
河村学長室長，  
寺本法学部長，瀧経済学部長，木原医学部長，菅井歯学部長，杉山薬学部長，  
吉田総合科学研究科長，勝部文学研究科長，宮谷教育学研究科長，谷口理学研究科長，  
高畠先端物質科学研究科長，安井医歯薬保健学研究院長，  
片岡医歯薬保健学研究院副研究院長，杉本工学研究院長，植松生物圏科学研究科長，  
藤原国際協力研究科長，大久保法務研究科長，稲葉原爆放射線医科学研究所長，  
岩永評価委員長

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

### （議事1）

#### ● 平成27年度年度計画について

（浅原学長提案・説明，別紙1）

◇ 平成27年度の年度計画は，第二期の中期計画に基づく最終年度の業務運営に関する計画として，本年度末までに文部科学大臣に届け出ることになっている。すべての中期計画が達成できるように平成26年度年度計画の進ちょく状況を踏まえて作成している。経営に関する事項以外の計画については，すでに教育研究評議会において承認されている。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，経営に関する事項以外の部分と併せて，教育研究評議会での所掌事項については教育研究評議会でも審議の上，役員会の議を経て決定し，文部科学大臣へ届け出ることとした。

なお，次のとおり質疑応答が行われた。

- 計画は，その目標としてできるだけ数値で表す必要があるが，数値で表せないなら数値に代わるものとしてこういうものを目標にしているということを明確に書き込むことが必要である。
- ◇ 特に第二期中期目標計画期間が来年度で終わるため，国立大学の社会に対する説明責任と役割というものを受け止めたうえで，国民に説明できるようなかたちにしていきたいと考えている。

### （議事2）

#### ● 平成27年度当初予算（案）について

（浅原学長提案，松ヶ迫理事（財務・総務担当）説明，別紙2）

◇ 平成27年度当初予算案は，11月の経営協議会に諮り，11月の役員会で承認され，それに基づいた編成をしている。平成27年度においては大学改革促進係数による運営交付金の削減がなされ引き続き厳しい状況にある。そういう中で外部資金を含む自己収入の増加に徹した大学経営を図るということとしている。本学の予算編成においては運営費交付金の削減に対応する一方，教育研究に必要な基盤的

経費は確保し、学内の共通財源を特別事業経費として集約して学長のリーダーシップによる重点事項の実施を可能とするものとしている。平成27年度予算については、第二期の中期目標期間の最終年度の予算であるためスーパーグローバル大学創成支援事業に掲げる構想の実現に向けて着実な実施を図ることとしている。なお平成27年度の政府予算案においては第三期の中期目標期間に向けた改革加速期間の最終年度であるということを踏まえ、財政面における学内のマネジメント機能を高めるという観点から一般運営費交付金対象事業の枠内に学長裁量経費というのを試行的な取り組みとして新たに区分された。本経費は、学内予算において対象事項の位置づけが求められ、教員人件費のポイントの全学調整分、部局長裁量経費及び全学裁量経費の一部をこれに位置づけることとしたい。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次のとおり質疑応答が行われた。

- 大変な努力をしてスーパーグローバル大学に選ばれた以上は、基盤研究費や法人事業計画予算、こういうものをきちんとやって、目標としている世界のトップ100に入るために、しっかり予算を効率よく使うことによって達成していただきたい。特に国外からの教員の募集や海外への学生の派遣など、非常にグローバル化人材の育成で大事なことなので、徹底してやっていただきたい。
- 議題1に戻るが、別紙1の平成27年度年度計画に「国際化に関する目標を達成するための措置」として「優れた外国人教員・研究者を増員するための制度を活用し、外国人教員・研究者を増員する。」とあるが、それはほとんど中期計画と同じ表現になっている。年度計画なら何人増やす等の具体的な数値目標を記載すべき。同様に、「男女共同参画の推進に関する目標を達成するための措置」として「女性教員割合を前年度より高くする。また、男女共同参画に関する「行動の目標・行動計画・行動項目」に沿って、女性管理職の割合を前年度以上とすることを目指す。」とあるが、これも平成27年度にどうするのか、前年度より高くするのは当たり前のことで、具体の目標を掲げるべきである。目標の数値がない場合は、確実に増える仕組みを作っていると書けばよいと思う。
- やろうとしていることは明確に書いて継承していくべきである。旧帝国大学ではなかなか動きが取れないところが、広島大学くらいの規模だと本気で取り組めばいろいろとできることがある。
- ◇ 具体的な数値目標については、10年後の目標を掲げ、第三期の中期目標期間に年度ごとにきちんと落としていこうと考えている。

### (議事3)

#### ● 長期借入金償還計画について

(浅原学長提案、松ヶ迫理事(財務・総務担当)説明、別紙3)

- ◇ 長期借入金の償還計画は、文部科学大臣の認可が必要であり、いわゆる借入と償還という2点が必要となっている。平成27年度においては長期借入金の予定はない。償還額については、平成26年度末の債務総額は元金が226億4,000万円となっており、平成27年度の償還は元金が11億7,000万円、利息は2億6,000万円であり、計14億3,000万円を償還するという事で整理したい。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。

(特に質疑応答なし)

### (議事4)

#### ● 役員報酬規則の改正について

(浅原学長提案、松ヶ迫理事(財務・総務担当)説明、別紙4)

- ◇ 役員の報酬等については、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、及び大学の業務実績等を考慮して定めることとなっており、一般職の職員の給与に関する法律の改正を参考に、2%を引き下げることで対応することとしたい。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。

(特に質疑応答なし)

(議事 5)

● 就業規則の改正等について

(浅原学長提案, 松ヶ迫理事(財務・総務担当)説明, 別紙5)

- ◇ 1点目の、平成26年度における給与の特別措置については、人事院勧告を受け国家公務員の給与改定が行われたことに伴うものである。本学においては、人事院勧告の対応として12月から本給を平均0.3%の増、勤勉手当を0.15月の増、併せて通勤手当の引き上げ等を実施し対応したところであるが、国家公務員は4月から遡り俸給等を増額しているため、他大学の状況等も確認したところ、ほとんどの大学が4月から対応している状況であった。このことから、本学においては、常勤職員の4月から11月までの本給月額等の増額分を、契約職員は常勤職員並みの増額分(年間分)を一時金として支給したいもの。2点目は、4月1日の改正であり、改正内容は、①本給月額の国家公務員に準じた平均2%下げ、②本給を平均2%引き下げた方の激減緩和措置とする平成30年3月31日まで3年間の経過措置、③広域人事交流手当の引き上げ、④単身赴任手当の引き上げ、⑤管理職員特別勤務手当支給対象業務の追加、⑥退職手当の調整額の引き上げ、⑦共同研究講座等教員の 신설、⑧パートタイム勤務の契約職員の傷病による特別無給休暇の見直し、⑨契約職員・非常勤職員の通勤手当の引き上げ、⑩クロスアポイントメント制度の導入である。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、各事業場の過半数代表からの意見書を付して役員会に付議することとした。

(特に質疑応答なし)

(議事 6)

● 役員の退職手当に係る業績の勘案について

(浅原学長提案, 松ヶ迫理事(財務・総務担当)説明, 別紙6)

- ◇ 平成27年3月31日で退任される学長の退職手当については広島大学退職手当規則に基づき、在職期間を通算し、期間における業績を勘案して当該役員としての在職期間、一月につき退任の日における俸給月額、100分の12.5というのを乗じて得た額の100分の10の範囲内でこれを増額し又は減額するということ出来るということになっている。平成27年3月31日限りで役員を退任し、職員となる予定の岡本理事及び茶山理事の退職手当については、広島大学役員退職手当規則に基づき役員退任に伴う退職手当は支給しないが、将来、退職する際の退職手当支給にあたって役員在職期間における業績の勘案を行う必要がある。役員の退職手当にかかる業績の勘案については経営協議会の議を経て行うこととなっており、学長及び2名の理事については、それぞれ基本の100分の100として増減することなく支給することとしたい。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

なお、次のとおり質疑応答が行われた。

- 浅原学長は在任期間中、大変広島大学の将来のために、ステップアップのために貢献されたと思うので、本来100分の100というのはおかしいのではないか。
- ◇ 過分なお言葉に感謝するが、原案どおりとしてほしい。

(議事 7)

● 業務方法書について

(浅原学長提案, 松ヶ迫理事(財務・総務担当)説明, 別紙6)

- ◇ 国立大学法人法が準用している独立行政法人通則法が改正され、その改正内容を受けて内部統制システムの整備に関する事項を業務方法書に記述する必要が生じたため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達等の文部科学省から示された記載事項等に基づき変更したい。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会の議を経て、文部科学大臣に認可申請することとした。

(特に質疑応答なし)

以 上